

令和 6 年 6 月 18 日
こども未来部こども家庭支援課

児童手当の制度改正について

国は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、令和 6 年 10 月より児童手当制度の抜本的拡充を予定している。

1 概要

- (1) 所得制限の撤廃
所得超過及び特例区分の廃止
- (2) 支給期間の延長
中学生までから高校生年代まで拡大
- (3) 多子世帯への加算
第 3 子以降月額を 1 万 5 千円から 3 万円に増額
※多子加算のカウント方法を見直し、親等の経済的負担がある場合、算定児童に 18 歳年度末以降 22 歳年度末までの子を加える
- (4) 支払月の変更
年 3 回(2 月、6 月、10 月)から隔月(偶数月)の年 6 回とする

2 対象者数

令和 6 年 4 月末日現在	受給者数：32,047 人 対象児童数：47,757 人
	↓
改正後(試算)	受給者数：約 52,000 人(約 20,000 人増) 対象児童数：約 77,000 人(約 29,200 人増)

3 改正時期

令和 6 年 10 月(令和 6 年 12 月支払)分から実施予定

4 今後のスケジュール(予定)

- 令和 6 年 4 月～ 申請勧奨対象者抽出・基幹系システム改修
- 令和 6 年 7 月 区報(7 月 1 日号)、区ホームページ、SNS 等で改正内容及び申請開始について周知
7 月上旬に現在所得超過している世帯や高校生年代のみ養育している世帯に対し申請勧奨通知発送
7 月 10 日から新規申請受付開始
※令和 7 年 3 月 31 日まで受付可能
- 令和 6 年 12 月 12 月 10 日初回振込